

国立大学法人愛知教育大学非常勤職員給与規程

2004年 4月 1日  
規程第 27号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学非常勤職員就業規則(2004年規程第24号)第15条及び国立大学法人愛知教育大学無期雇用非常勤職員就業規則(2019年規程第11号)第10条の規定に基づき、非常勤職員及び無期雇用非常勤職員(以下「非常勤職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、支給日及び計算期間)

第2条 非常勤職員の給与の種類、支給日及び計算期間は、次の表に掲げるとおりとする。

職 種	給 与 の 種 類	給与の支給日	給与の計算期間
講師 カウンセラー スクールカウンセラー ティーチング・アシスタント 学校医 学校歯科医 学校薬剤師	(1)時間給 (2)給与調整額	翌月の17日	一の月の初日から末日まで
セラピスト 特別研究員 教員就職特任指導員 医師(学校医を除く。)	(1)時間給 (2)通勤手当、長期在宅手当、給与調整額		
パートタイム職員	(1)時間給 (2)通勤手当、超過勤務手当、長期在宅手当、給与調整額		
準職員	(1)日給 (2)住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、長期在宅手当、給与調整額	翌月の17日	一の月の初日から末日まで
	期末手当、勤勉手当	6月30日及び12月10日	12月2日から6月1日まで 6月2日から12月1日まで

備考1 給与の支給については、支給日が日曜日に当たるときは、その前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、その前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、その翌日に支給する。

2 本表において、パートタイム職員とは、事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員、臨時用務員、教育補助員、研究補佐員及びコーディネーターをいう。

(給与の決定)

第3条 非常勤職員の勤務1時間当りの給与(以下「時間給」という。)又は勤務1日当たりの給与(以下「日給」という。)は、次に掲げる金額とする。ただし、非常勤職員の希望により最低賃金に抵触しない限りで次に掲げる金額未満にすることができる。

一 講師、特別研究員、教員就職特任指導員、医師(学校医を除く。)、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、カウンセラー、スクールカウンセラー、セラピスト及びティーチング・アシスタントの時間給は次表のとおりとする。ただし、2004年3月31日から引き続き採用されている者、及び次表に定めのない者の時間給については、学長が別に定める。

職 種	区 分 等	単 価
講 師   大 学	学部・大学院等の講義	4大卒後の経験年数 10年未満 4,000円

		上	20年未満	10年以	5,000円
		以上		20年	6,400円
				特別非常勤講師	4,000円
		削除			
附属学校	(1) 下記(2)～(5)の区分に該当する場合を除く	4 大卒後の経験年数 18年未満			3,000円
		4 大卒後の経験年数 18年以上			3,500円
	(2) 養護担当・保育担当講師の業務を行う場合				2,000円
	(3) A E T (英語担当講師)の業務を行う場合				4,000円
	(4) ティームティーチングによる学習指導及び生活指導を行う場合				2,200円
	(5) 特別支援を必要とする園児・児童・生徒への学習指導補助や活動支援等を行う場合				2,200円
特別研究員					2,500円
教員就職特任指導員					3,000円
医師(学校医を除く。)	教授相当				10,000円
	准教授相当				8,000円
	講師相当				7,000円
	助教相当				6,000円
学校医 学校歯科医	新大6 卒後の経験年数		6年未満		2,700円
	"		6年以上	10年未満	3,200円
	"		10年以上	15年未満	3,700円
	"		15年以上		4,300円
学校薬剤師	4 大卒後の経験年数		11年未満		1,200円
	"		11年以上		1,400円
カウンセラー スクールカウンセラー	公認心理師、臨床心理士、精神科医、大学教員				5,000円
	その他				3,500円
セラピスト					1,200円
ティーチング・アシスタント					1,090円

二 準職員の日給は、その者を常勤として採用した場合に受けることとなる本給月額を基礎として、次の式により算出した額の範囲内の額とする。ただし、2004年3月31日から引き続き採用されている者、及び特定の研究計画又は研究経費の下に雇用する者の日給は学長が別に定める。

$$(\text{本給月額} \times 12) \div (52 \times 38.75) \times (\text{1日の所定の勤務時間})$$

三 パートタイム職員の時間給は次表のとおりとする。ただし、2005年3月31日から引き続き採用されている者、特定の研究計画、事業計画又は研究経費の下に雇用する者、及び学生であるパート職員の時間給は学長が別に定める。

職 種	区 分 等	単 価
-----	-------	-----

事務補佐員		1,090円
技術補佐員	栄養士	1,200円
	看護師	1,340円
	その他	1,090円
技能補佐員		1,140円
臨時用務員	給食調理員	1,090円
	作業員	1,060円
	その他	1,030円
教育補助員	教員免許状若しくは保育士資格を有する	1,230円
	その他	1,090円

2 前項により給与が決定された非常勤職員の勤務地の最低賃金額が改正された場合、改正後の最低賃金額が時間給（日給の場合、日給の額を定められた1日の勤務時間数で除した額）の額を上回るときは、当該改正の効力が発生した日から、当該改正後の最低賃金額を適用するものとする。

（本給表の種類及び適用範囲）

第4条 前条による本給月額を決定するに際しては、[愛知教育大学職員給与規程](#)（2004年規程第12号。以下「給与規程」という。）及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する俸給表（医療職俸給表（一）に限る。）により計算すること。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第5条 準職員の勤務1時間当たりの給与額は、日給の額を定められた1日の勤務時間数で除して得た額とする。

（期末手当及び勤勉手当）

第6条 期末手当及び勤勉手当は、[給与規程第34条](#)及び[同第35条](#)の規定を準用して得られた額の範囲内とする。

（端数計算）

第7条 第3条及び第5条の勤務1時間当たりの給与額、日給及びこれらをもとに超過勤務手当を算出する場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（超過勤務手当）

第8条 所定の勤務日に業務上の必要により法定の労働時間以外の時間に労働することを命じられた職員（準職員を除く）には、法定の労働時間以外の時間に労働した全時間に対して、勤務1時間につき、第3条及び第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その労働が深夜において行われた場合及び1か月について60時間を超えて時間外労働をさせた場合は、100分の150）を超過勤務手当として支給する。なお、準職員については[給与規程第32条](#)を適用する。

（給与規程の準用）

第9条 [給与規程第3条](#)、[第5条](#)、[第6条](#)、[第28条](#)、[第29条](#)、[第31条](#)、[第32条第2項](#)、[第33条](#)、[第38条第5項](#)及び[第39条](#)の規定は、準用する。

（実施に関し必要な事項）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2005年規程第16号）

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2006年規程第25号）

この規程は、2006年4月10日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則（２００７年規程第２１号）

この規程は、２００７年４月１日から施行する。

附 則（２００８年規程第３７号）

この規程は、２００８年４月１日から施行する。

附 則（２００９年規程第３５号）

この規程は、２００９年６月２３日から施行し、２００９年６月１日から適用する。

附 則（２０１０年規程第６８号）

この規程は、２０１０年４月１日から施行する。

附 則（２０１１年規程第３５号）

この規程は、２０１１年４月１日から施行する。

附 則（２０１２年規程第３９号）

この規程は、２０１２年４月１日から施行する。

附 則（２０１３年規程第２４号）

この規程は、２０１３年４月１日から施行する。

附 則（２０１４年規程第１３号）

１ この規程は、２０１４年４月１日から施行する。

２ 第３条第１項第３号に規定する教育補助員のうち、幼児の保育補助を行う場合として２０１４年３月３１日から引き続き採用されている者の時間給については、同項の規定にかかわらず、１,５００円とする。

附 則（２０１４年規程第１５号）

この規程は、２０１４年５月１３日から施行し、２０１４年４月１日から適用する。

附 則（２０１５年規程第１０号）

この規程は、２０１５年２月２４日から施行し、２０１４年４月１日から適用する。

附 則（２０１６年規程第３６号）

この規程は、２０１６年７月１２日から施行する。

附 則（２０１６年規程第４３号）

この規程は、２０１６年９月２６日から施行し、２０１６年４月１日から適用する。

附 則（２０１８年規程第４１号）

この規程は、２０１８年４月１日から施行する。

附 則（２０１８年規程第４７号）

この規程は、２０１８年４月２４日から施行する。

附 則（２０１９年規程第１５号）

この規程は、２０１９年４月１日から施行する。

附 則（２０２０年規程第２９号）

この規程は、２０２０年４月１日から施行する。

附 則（２０２１年規程第２９号）

この規程は、２０２１年４月１日から施行する。

附 則（２０２１年規程第５３号）

この規程は、２０２１年１１月２４日から施行し、２０２１年１０月１日から適用する。

附 則（２０２２年規程第６８号）

この規程は、２０２２年１２月１日から施行する。

附 則（２０２３年規程第２９号）

この規程は、２０２３年１２月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の第２条及び第９条は、２０２４年４月１日から施行する。